大野市いじめ事案発生時の組織的対応フロー図

大野市教育委員会2025.5月　（図中の◇は判断を伴うもの）

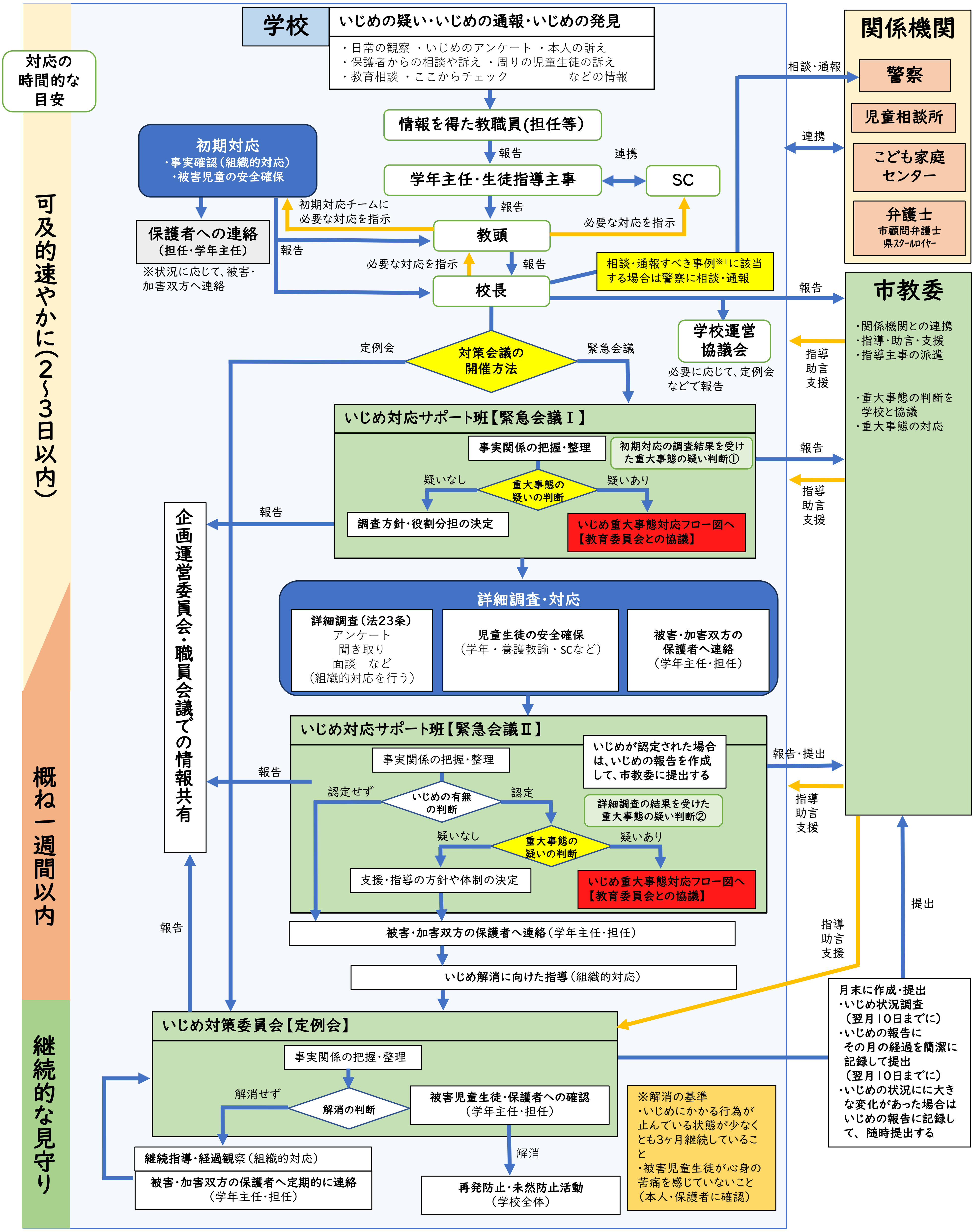

対応の時間的な目安

可及的速やかに(2～3日以内)

概ね一週間以内

継続的な見守り

学校

いじめの疑い・いじめの通報・いじめの発見

・日常の観察　・いじめのアンケート　・本人の訴え
・保護者からの相談や訴え　・周りの児童生徒の訴え
・教育相談　・ここからチェック　などの情報

情報を得た教職員(担任等)

報告

学年主任・生徒指導主事 ⇔ 連携 ⇔ SC

報告

教頭

初期対応
・事実確認（組織的対応）
・被害児童の安全確保

保護者への連絡
（担任・学年主任）
※状況に応じて、被害・加害双方へ連絡

初期対応チームに必要な対応を指示

必要な対応を指示

報告

必要な対応を指示

報告

校長

相談・通報すべき事例※1に該当する場合は警察に相談・通報

学校運営協議会
必要に応じて、定例会などで報告

定例会

◇対策会議の開催方法

緊急会議

いじめ対応サポート班【緊急会議Ⅰ】

事実関係の把握・整理

初期対応の調査結果を受けた重大事態の疑い判断①

◇重大事態の疑いの判断

疑いなし → 調査方針・役割分担の決定

疑いあり → いじめ重大事態対応フロー図へ【教育委員会との協議】

報告

詳細調査・対応

詳細調査（法23条）
アンケート
聞き取り
面談　など
（組織的対応を行う）

児童生徒の安全確保
（学年・養護教諭・SCなど）

被害・加害双方の保護者へ連絡
（学年主任・担任）

いじめ対応サポート班【緊急会議Ⅱ】

事実関係の把握・整理

いじめが認定された場合は、いじめの報告を作成して、市教委に提出する

◇いじめの有無の判断

認定せず

認定

詳細調査の結果を受けた重大事態の疑い判断②

◇重大事態の疑いの判断

疑いなし → 支援・指導の方針や体制の決定

疑いあり → いじめ重大事態対応フロー図へ【教育委員会との協議】

報告

被害・加害双方の保護者へ連絡（学年主任・担任）

いじめ解消に向けた指導（組織的対応）

企画運営委員会・職員会議での情報共有

報告

いじめ対策委員会【定例会】

事実関係の把握・整理

◇解消の判断

解消せず → 継続指導・経過観察（組織的対応）
被害・加害双方の保護者へ定期的に連絡
（学年主任・担任）

被害児童生徒・保護者への確認
（学年主任・担任）

解消 → 再発防止・未然防止活動
（学校全体）

※解消の基準
・いじめにかかる行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること
・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人・保護者に確認）

関係機関

相談・通報

警察

連携

児童相談所

こども家庭センター

弁護士
市顧問弁護士
県スクールロイヤー

市教委

・関係機関との連携
・指導・助言・支援
・指導主事の派遣

・重大事態の判断を学校と協議
・重大事態の対応

報告

指導
助言
支援

報告

指導
助言
支援

報告・提出

指導
助言
支援

指導
助言
支援

提出

月末に作成・提出
・いじめ状況調査
（翌月10日までに）
・いじめの報告に
その月の経過を簡潔に記録して提出
（翌月10日までに）
・いじめの状況ににに大きな変化があった場合はいじめの報告に記録して、随時提出する

※1 相談・通報すべき事例　令和５年２月７日付、４文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」文部科学省を参照